

特定非営利活動法人 9番目の雲 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人9番目の雲とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は地域に対して子ども、高齢者、障害者、その他すべての人に子ども食堂をはじめとした交流の機会を提供し誰も取り残さない地域社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① こども食堂の開催運営
- ② 学習支援及び子育てに関する事業
- ③ 生きがいと健康づくりに関する事業
- ④ 地域に向けた交流・講演等の各種企画及び運営事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下法という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2)この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

- 第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも総会の日 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印または署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。

(3)第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも理事会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限り)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限り)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)した時に残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場にて掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	阿部圭子
理事	吉田圭美
理事	榎本和男
監事	島 英雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|---------|----------|
| (1) | 正会員入会金 | 0円 |
| | 正会員会費 | 0円(1年間分) |
| (2) | 賛助会員入会金 | 0円 |
| | 賛助会員会費 | 0円(1年間分) |

(法第 10 条第 1 項第 2 号イ関係)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 9 番目の雲

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	あべけいこ 阿部圭子		無
理事	よしだよしみ 吉田圭美		無
理事	しのぶかずお 榎本和男		無
監事	しまひでお 島英雄		無

設 立 趣 旨 書

1. 趣 旨

定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点。

私たちは、子どもの貧困を解決していくためには、子どもたちが住む身近な地域から活動を進めることが必要だと考えます。貧困状態にある子どもで食事のままならないという状況を改善していくために、栄養バランスのとれた食事の提供、子ども食堂が必要です。家に帰っても、悩みを話す人もいない、親が仕事で遅くなってひとりでいる子どもたちを、あたたかく迎える場所が必要です。子どもの貧困という経済的困窮の問題と考えがちですが、それだけにとどまらず、栄養バランスのよい食事を必要としている子ども、教育の支援を必要としている子どもや、生活の安定に資するための支援を必要としている子ども、保護者の就労支援を必要としている家庭など、一人ひとり大きく異なります。そのため個別化された支援が求められています

法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由

支援を継続的に広く行うには地域住民の連携が必要となり、地域住民の集う居場所づくりのためにもその主軸となるこども食堂の開催が重要と考えます。こどもだけでなく、高齢者や障害を持つ方、様々な人が集い助け合えるコミュニティの構築は災害時にも必ず役に立ちます。

法人格が必要な理由

このような活動を行うにあたって、公正かつ透明性の高い運営を行い、社会的な信用を得て幅広く活動していくうえで法人化は必須であると考えます。また、この活動はボランティアで行われるため会社法人ではなく非営利法人としての設立が望ましいと考えます。

NPO 法人 9 番目の雲は、中之島地区にこども食堂を立ち上げ、地域の方々とこどもたちの未来に大きく寄与していくために、食の支援、学習支援、居場所づくりを進めてまいります。

皆様のご理解と幅広いご支援をお願いいたします。

2. 申請に至るまでの経緯

多くの子供たちに、食事をおなかいっぱい食べさせてあげたい。金銭的な問題や親の不在などで食べる機会を失わないでほしい。また、高齢化に伴う孤立や孤食をなくしたいという思いから、理事たちは全員 6 年以上前からこども食堂に携わってきました。物価高騰により材料の調達も難しくなっており、任意団体の活動では負担が大きく、幅広く寄付やボランティアを受け入れられる体制を整えたいということで NPO 法人化に向けた集会を行い 2025 年 6 月 13 日に設立総会を開催し今日の申請に至りました。

2025 年 6 月 13 日

特定非営利活動法人 9 番目の雲

設立代表者

阿部 圭子

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

2025 年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 9 番目の雲

1 事業実施の方針

- ・ 設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目指す。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、SNS での発信をする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
こども食堂の 開催運営	地域住民への 食事の提供	月 1 開催 年間 12 回	中之島 1496 つどい館	8 人	近隣住民 600 人 (月 50 人)	500
学習支援及び 子育てに関する 事業	学習指導 食育講座	月 1 開催 年間 12 回	中之島 1496 つどい館	3 人	近隣住民 120 人 (月 10 人)	0
生きがいと健康 づくりに関する 事業	料理教室	2 ヶ月 1 開催 年間 6 回	中之島 1496 つどい館	1 人	近隣住民 60 人 (月 10 人)	60
地域に向けた 交流・講演等の 各種企画及び 運営事業	生前整理セミナー	年 1 回開催	中之島 1496 つどい館	2 人	近隣住民 15 人	0

2026 年度の実業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 9 番目の雲

1 事業実施の方針

- ・ 設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、SNS での発信をする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
こども食堂の 開催運営	地域住民への 食事の提供	月 1 開催 年間 12 回	中之島 1496 つどい館	8 人	近隣住民 600 人 (月 50 人)	500
学習支援及び 子育てに関する 事業	学習指導 食育講座	月 1 開催 年間 12 回	中之島 1496 つどい館	3 人	近隣住民 120 人 (月 10 人)	0
生きがいと健康 づくりに関する 事業	料理教室	2 ヶ月 1 開催 年間 6 回	中之島 1496 つどい館	1 人	近隣住民 60 人 (月 10 人)	60
地域に向けた 交流・講演等の 各種企画及び 運営事業	生前整理セミナー	年 1 回開催	中之島 1496 つどい館	2 人	近隣住民 15 人	0

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

2025年度 活動予算書
法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 9 番目の雲
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取寄附金	400,000		
3. 受取助成金等	500,000	400,000	
4. 事業収益	50,000	500,000	
5. その他収益		50,000	
経常収益計			950,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
食材費	360,000		
水道光熱費	40,000		
消耗品	60,000		
保険料	20,000		
会議費	80,000		
その他経費計			
事業費計		560,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
減価償却費			
租税公課			
その他経費計	0	0	
管理費計		0	
経常費用計			560,000
当期経常増減額			390,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			390,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			390,000

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人9番目の雲
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取寄附金	500,000		
3. 受取助成金等	300,000	500,000	
4. 事業収益	50,000	300,000	
5. その他収益		50,000	
経常収益計			850,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
食材費	360,000		
水道光熱費	40,000		
消耗品	60,000		
保険料	20,000		
会議費	80,000		
その他経費計			
事業費計		560,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
減価償却費			
租税公課			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			560,000
当期経常増減額			290,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			290,000
前期繰越正味財産額			390,000
次期繰越正味財産額			680,000